

第 67 号

平成31年度熊本県有料駐車場事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度熊本県有料駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総駐車台数 300,444台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 事業収益			129,248千円
第1項 営業収益			125,342千円
第2項 営業外収益			3,906千円

	支	出	
第1款 事業費			86,155千円
第1項 営業費用			80,155千円
第2項 営業外費用			3,000千円
第3項 予備費			3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額200,000千円は、地域振興積立金200,000千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款 資本的収入			0千円
	支	出	
第1款 資本的支出			200,000千円
第1項 他会計への繰出金			200,000千円

(利益積立金の目的外使用)

第5条 利益積立金のうち、115,373千円を地域振興積立金に目的外使用する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。なお、限度額は10,000千円と定める。

(1) 第3条 支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10,412千円

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫